

■キャッシュカード規定 新旧対照表

旧	新
<p>第9条（カード、端末等の紛失等）</p> <p>(1) カードまたは端末等を失ったとき、カードの偽造、変造、盗難、紛失等または端末の盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当社所定の方法により届け出てください。この時点で当該口座に払い戻しの停止その他の取引制限を設定させていただきます。この通知以前に生じた損害については、第11条および第12条に定める場合を除き、当社は責任を負いません。なお、カードの紛失によりお客さまが損害を被った場合は、当社が損害保険会社と契約するキャッシュカード盗難保険の定めるところにより、損害の全部または一部に対して保険金が支払われる場合があります。本保険契約の運営は別途定める「キャッシュカード盗難保険規定」にしたがうものとします。</p>	<p>第9条（カード、端末等の紛失等）</p> <p>(1) カードまたは端末等を失ったとき、カードの偽造、変造、盗難、紛失等または端末の盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当社所定の方法により届け出てください。この時点で当該口座に払い戻しの停止その他の取引制限を設定させていただきます。この通知以前に生じた損害については、第11条および第12条に定める場合を除き、当社は責任を負いません。なお、カードの紛失によりお客さまが損害を被った場合は、<b>キャッシュカード盗難補償規定の定めるところにより、損害の全部または一部に対して補償が行われる場合があります。</b></p>
<p>第11条（偽造カード、変造カードによる払い戻し等）</p> <p>(1) 個人のお客さま（個人事業者のお客さまも含みます）で、偽造カードまたは変造カードによる出金機または振込機を使用した払い戻しについては、本人の故意による場合または当該払い戻しについて当社が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当社所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力するものとします。なお、損害に対しては当社が損害保険会社と契約するキャッシュカード盗難保険を優先して適用する場合があります。本保険契約の運営は別途定める「キャッシュカード盗難保険規定」にしたがうものとします。</p> <p>(2) 法人のお客さま（日本国内において登記された法人事業者で、日本国外に本店または主たる事業所を有する事業者を除く）で、偽造カードまたは変造カード</p>	<p>第11条（偽造カード、変造カードによる払い戻し等）</p> <p>(1) 個人のお客さま（個人事業者のお客さまも含みます）で、偽造カードまたは変造カードによる出金機または振込機を使用した払い戻しについては、本人の故意による場合または当該払い戻しについて当社が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当社所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力するものとします。<b>なお、損害に対しては、キャッシュカード盗難補償規定に定めるところにより、損害の全部または一部に対して補償が行われる場合があります。</b></p> <p>(2) 法人のお客さま（日本国内において登記された法人事業者で、日本国外に本店または主たる事業所を有する事業者を除く）で、偽造カードまたは変造カードによる出金機または振込機を使用した払い戻しについては、入力された暗証番号</p>

<p>による出金機または振込機を使用した払い戻しについては、入力された暗証番号が当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱いを行ったうえは、それによって生じた損害について当社は責任を負いません。ただし、当社が損害保険会社と契約するキャッシュカード盗難保険の定めるところにより、損害の全部または一部に対して保険金が支払われる場合があります。本保険契約の運営は別途定める「キャッシュカード盗難保険規定」にしたがうものとします。</p>	<p>が当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱いを行ったうえは、それによって生じた損害について当社は責任を負いません。ただし、<b>キャッシュカード盗難補償規定に定めるところにより、損害の全部または一部に対して補償が行われる場合があります。</b></p>
<p>第 12 条（盗難カードによる払い戻し等）</p> <p>(2) 前記 (1) の申出がなされた場合、当該払い戻しが本人の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該払い戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、この規定において「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。なお補てんにあたっては、当社が損害保険会社と契約するキャッシュカード盗難保険を優先して適用する場合があります。本保険契約の運営は別途定める「キャッシュカード盗難保険規定」にしたがうものとします。</p> <p>(5) 法人のお客さま（日本国内において登記された法人事業者で、日本国外に本店または主たる事業所を有する事業者を除く）がカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金機または振込機による払い戻しについては、入力された暗証番号が当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱いを行ったうえは、それによって生じた損害について当社は責任を負いません。ただし、当社が損害保険会社と契約するキャッシュカード盗難保険の定めるところにより、損害の全部または一部に対して</p>	<p>第 12 条（盗難カードによる払い戻し等）</p> <p>(2) 前記 (1) の申出がなされた場合、当該払い戻しが本人の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）<b>前の日以降になされた当該払い戻し（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、この規定において「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。</b>ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当社が証明した場合には、<b>当社は補償対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補償するものとします。なお補償にあたっては、別途定めるキャッシュカード盗難補償規定にしたがうものとします。</b></p> <p>(5) 法人のお客さま（日本国内において登記された法人事業者で、日本国外に本店または主たる事業所を有する事業者を除く）がカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金機または振込機による払い戻しについては、入力された暗証番号が当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱いを行ったうえは、それによって生じた損害について当社は責任を負いません。ただし、<b>キャッシュカード盗難補償規定に定めるところにより、損害の全部または一部に対して補償が行われる場合があります。</b></p>

保険金が支払われる場合があります。本保険契約の運営は別途定める「キャッシュカード盗難保険規定」にしたがうものとします。